

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

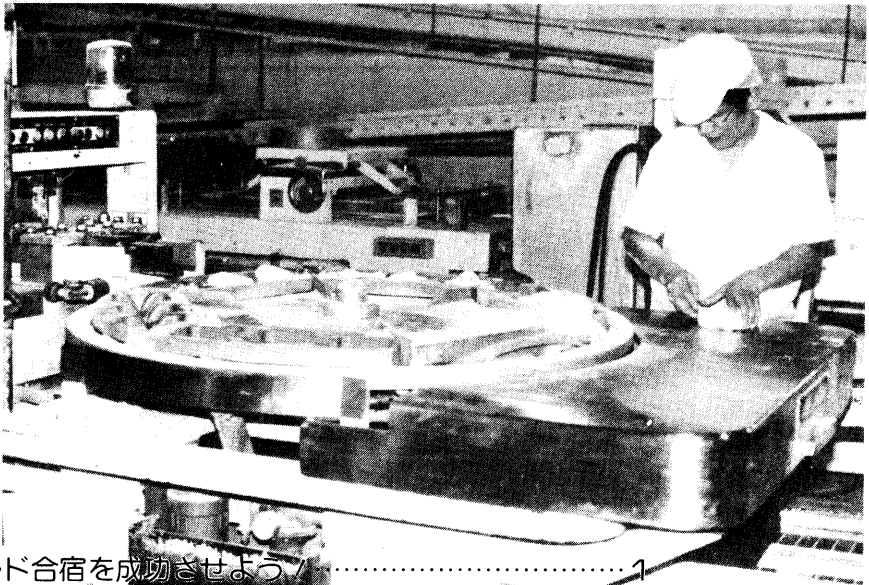
関西労災職業病7月号

(通巻第134号)

関西労働者安全センター 1985.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742 **100円**



- 85フィールド合宿を成功させよう……………1
- シリーズ／民営化・民間委託と労災職業病……………2
- 紀和だより……………6
- 学習のページ こんなときどうする (12) ……………7
- 健診部だより……………9
- 前線から (ニューズ) ……………11
- 安全衛生ひとくちメモ……………17

夏期カンパのお願い／16 6月の新聞記事から／18

■表紙写真／地域合同労組・木木屋チェーン分会

フィールド合宿を成功させ

労働運動に結びつく医学学生学生運動の発展を!

今年も、医学部学生が各労組を訪問し、体験労働や交流会で現在の医療活動、労働運動に学ぶ南大阪・尼崎フィールド合宿が、七月二日、二四日に行われる。

実行委員会は、これまでの準備活動で、内容についての検討を行ってきたが、例年にくらべて、学習会や討論の時間を長くとり、また、フィールド活動の班の数を、これまでの五班から二班に減らすなどし、共同経験、総括討論の形を強めることにしている。そして、訪問労組についての学習は、事前に資料を読んでもおくことを前提とした上で、活動に入ることにした。

こうしたフィールド合宿は、労働

者住民医療機関連絡会議で全面的な受け入れを決めてから、全国各地で行なわれるようになってきているが、医学学生運動自体が、以前に比べやや停滞みであることなどから、その数が減っており今年も、関東、大分を合わせた三か所での取り組みとなった。

しかし、今年も、今までに問題の多かった総括、報告などを一貫したものと行おうことにより、まとまった形にしていくことにしている。労働者のいのちと健康を守る闘いに結びつく、医学学生、学生の運動を求めて、安全センターもより強力に応援したいところである。

'85フィールド合宿スケジュール

21日 基調討論

講演：「労働運動とは何か」

全看護建設支部 委員長

尾崎勝治氏

22・23日 フィールド活動

学習会：「松浦診療所の医療実践」

24日 総括討論

講演会：「病院医療を検証する」

市立堺病院 大成功一氏

一班

全看護大阪支部

米穀運送分会

(体験労働)

全看護合同支部

(交流)

全石油ゼネラル石油

労組堺支部

(見学 交流)

二班

阪神医生活協

全国一般衛生レディン

(見学)

尼崎公害患者の会

(交流)

全金大阪重鉛支部

(職場見学交流)

全看護大阪支部加前

運輸分会

(労働体験 交流)

民営化・民間委託と労災職業病

国鉄関連労働者

即、鐵首につながる

国鉄の出向

一月十七日、三鷹駅北口から歩いて一〇分、三鷹電車区内の関東車両整備株式会社三鷹事業所を中心に組織されている全整労（全関東車両整備労働組合）を訪ねた。

全整労の組合員の方がたの午前中の仕事が終わるまでの合間をぬって、明け番で残っていたいただいた全整労書記長の目黒氏と三鷹電車区分会長の手塚氏に全整労をめぐる組織状況と当面している問題について話を聞いた。

関東車両整備株式会社は、東京三局を中心に各地に事業所が点在し、そこで働いている労働者は、全体で約九〇〇人になる。三鷹事業所はそのうちの一つで、現在の職員は、所長、副長、作業長、組長、一般従業員という職階制の下に、四六名の人たちが働いており、業務内容は、電車の清掃、検修、庁舎内で清掃、ボイラー、起し番、作業服の洗濯等となっている。

組合には、四六名の職員のうち二三名が加入している（協定化はされていないが、所長以外は組合員になれるということである）。全整労はユニオンショップ制で、現在のところ三鷹が組織の中心となっているが、

この文章は、「国労文化」二月号に報告されたもので、国労大阪新幹線支部保線所分会の森村敏孚氏に御推選いただき、転載させていただきます。国鉄関連労働者の置かれている状況について書かれたものであり、国鉄解体、合理化攻撃の中での労働者全体のおかれている立場とその問題点が浮きぼりにされています。

その他では豊田事業所にも若干名の組合員を組織している。

また、関東車両整備株式会社には全整労以外に、小金井、浦和、小山、宇都宮（以上は関東労という一単組

に加入)、尾久(第一、第二と二つ組合がある)、蒲田の各事業所にそれぞれ組合がある。現在、会社側との交渉はこれらの組合が個別的に行なっている。だから、会社側との交渉で統一したテーブルを築くことは重要な課題であり、同時に組織拡大にもつながる。というのも、この会社で働く約九〇〇人の労働者のうち、労働組合に組織されているのは三〇〇人にも満たず、大多数はいまだに未組織のままであるからである。

関東車両のこのような組織化の中で、三鷹事業所では一九五七年に、一度は組合が結成されながら会社側に潰されるという苦い歴史があった。そのため、「三鷹に労働組合は絶対にできない」と言われていた。

ところが、一九八一年八月二五日三鷹電車区分会を中心に、八王子支部、国労、全整労連、総評、東京地本電車職協が一体となって、この三鷹事業所に組合が結成されたのである。

結成された全整労にとって最大の課題は、「雇用を守る」と「臨雇の職員化」であった。結成されてから今日まで、全整労では一人の組合員の首切りも許していない。また「臨雇の職員化」という闘いは、昨年臨雇労働者が全体で休暇を取るといふような暴発寸前までの状況まで突き進み、会社側との大衆団交の中で一定の成果を勝ち取っているのとこのである。

このような話を聞いた後、目黒書記長の案内で昼食後の休憩時間を利用して、全整労の組合員の方がたの話聞いた。

「出向・派遣ではすでにボイラーが直営になるのではないかと言われている。」

国労が、もし出向・派遣を認めるようなことになると、国鉄職員が下請に廻されてきて、トコロテン方式に俺たちの首が飛ぶ。ここが一番不安ですよ。」

国鉄OBと一般労働者の 差別待遇 国労全整労の共闘を

「国労までが出向を認めたら、私たちのレベルでは歯止めが利かないです。こちらの生首が飛びますからね。動労などは汚染職、波動職、つまり汚ない仕事とか危ない仕事以外は全部直営にしる、などと公言している。国労の中にも、地方によってはそのような意見が出てきていると聞いている。賃金、労働条件だけでなく仕事上でも差別されたら、こちらはたまったものじゃない。」

とにかく国労は最後まで頑張っている、ほしいということである。

すでに、三鷹電車区分会と全整労は、昨年の十月に出向・派遣問題で交流会を開催し、意見を交換した。この中で全整労委員長長の江連氏は、「あなた方は出向で行先はあるが、私たちはもう行先がないのだ」と述

べられている。これが全整労の組合員全体の出向・派遣問題に対する実感となつている。

そして、それは次のような話の中にも現われている。

国労OBで全整労の組合員であるのはA氏だけである。このA氏は、「もし出向問題でプロパーの首が切られるようなことがあれば、OBを全員引き連れて率先して辞める。OBと心中してプロパーを残すしかない」と話されているそうである。

なぜこういふことになるかと言えば、OBとプロパー（国鉄OBに対して一般から募集された職員の呼称）は賃金水準が全然違う。年金制度もなければ退職金もスズメの涙である。プロパーが三か月も病欠すると、日給に格下げされ、貯金も無くなつてしまうような状態である。さらに、OBは組長から作業長、副長という出世も早い。もともとプロパーが臨時から職員になるまで、これまでは平均して四、五年はかかっている。

ところが、OBの場合は二か月間を経過すれば職員となる。以前は就職と同時に職員として採用されたそうである。

三鷹事業所の四六名のうち、十名はOBである。そしてA氏以外は全員組合に入っていないから、「Aさんがいまだに一般職員というのは不公平だ。他のOBは全員役職付きなのに、これは明らかに差別している」という声が出るのも当然である。

このような差別待遇というのは安全衛生の面でも起きている。

「燃料費節減とかで、寒い朝でも電車の洗い場に蒸気を通さない。この季節では水を流すと一瞬に流し場は氷結してしまふから滑って怪我をする恐れがある。」

「誰か一人ぐらい怪我をしないと分らないのじゃないか。」

「怪我ぐらいじゃなく、首の骨を折って死んで初めて分るんだよ。その時はもう遅いよ。」

「作業に直接響くことだから、われわれの安全についても、もう少しは考えてほしいね。」

「もう一つ、風呂の問題もある。国鉄職員が入る時は大、小三つの浴槽を使っているのに、僕らが使う時は小さな浴槽一つだけだ。プロパーだけでなく、学生バイト、乗務員、仕事の人たちとも一緒なのでお互い遠慮し合いながら入浴している。」

その他に賃金上の格差、会社経営の不明瞭など、話は矢継早に出てきたが、そこに一貫して共通するものは、不公平、差別は同じ労働者として絶対に許せない、それが組合の原点になつているということである。

後日、江連委員長に話を聞いた。

「出向が具体化すると、玉つきが起る。出向がなくても、下請企業が直営化される恐れがある。どちらにしてもこれは、私たちにとっては



即首切りという問題になってくる。だから私たちは、出向にしても直営化にしても全面的に反対である。

それに国労、動労はそれぞれの組合の利益を主張している時期ではないと思う。『三項目』反対、合理化絶対反対で闘うと同時に、逆に合理化された職場、例えば無人駅に人を置くというような運動を取り組めば、いまの余剰人員は救われる。国鉄労働者の生活が守られれば、私たちの生活も安泰になることになる。職場の組合員を置き去りにするような取り組み、関連労働者に一方的に犠牲を強いるような取り組みだけは最低限やらないでほしいですよ」と強調される。

下請も

国鉄労働者

先日、組合員の方がたからいろいろな面での、不公平、差別、とい

う話が出ましたが、と話を向けると

「私たちは、国鉄の一部の仕事をやっているとこの感覚なのです。つまり、国鉄の下請企業の国鉄労働者であるということです。私たちの方にもまだ『仕事を貰って働かしてもらっている』という感覚も残っていますが、本工の国鉄職員の方にも、『下請に仕事を取られた』という意識があります。このような認識はもうお互いに捨てなければならぬ。国労との共闘、あるいは未組織の組織化という場合、このことが基礎になる。三鷹電車区分会との間では今では問題となっていないが、全国的に見た場合、まだまだ意思の疎通が欠けている。それを解決するためには職場段階での交流会、話し合いなどを積極的に進めていかなければならないのではないか。」

前日八時三〇分に出勤し、翌日の夕方まで三〇時間以上の仕事を了えて話をしているということ、顔には疲れも見えないのだが、熱っぽい話

は最後まで続いた。

「胃を悪くして入院もしなければいけないのだが、このような状況では、皆からもう少し我慢しろと言われている。自分の体のことも皆に相談しなければならぬ。」と、まるでそれは当然であるかのような話ぶりである。

全整労の結成以来の団結力というのは、そのようなところからも生まれてくるのだろう。

手島分会長に国労共闘の話をお聞きと——

「まず国鉄労働者の側が『仕事を奪われた』というような偏見をなくし、外注労働者も同じ国鉄に働く労働者であるということ、垣根を取り払わなければならない。各分会もお互いに仲間になれるような努力をもっとやるべきだ。」

未組織労働者の組織化では〇Ｂが癌になっている。下請会社は〇Ｂを採用する時、組合に加入しないことを条件にする。このような工作に対

して国労は事前にあまり議論して
ない。できれば〇Ｂ会のようなもの
を作り、分会にも専門的指導者を置
きながら、系統的に集中した取り組
みをしなければ、とても片手間で組
織できる状況ではない。私は、将来
は一緒の組合になるのだから、な
らないとも考えている。」
三鷹電車区分会では、「手島さん
は、国労と全整労のどちらの委員長

なのか分らない」という声もある。
全整労の組合員の人たちと話をし
ていると、確かにそのようなエピソード
が生まれてくるのも自然であると
思えてくる。

(つづく)

紀和だより

地域健康教室、振動病アンケート調査 など徐々に前進

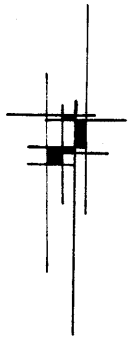
病院も開院してから丸九か月が経
過し、開院当初の混乱も一定程度落
ち着き、基準看護・給食の認可も射
程圏に入るなど、予想以上に順調な
経過をたどってきている。

病院の設立目的である地域・職場
と積極的にかかわりをもって活動する
ことについても、当初は冬期振動病
患者の入院・古座川山労健診・全通
和歌山夜勤者健診をかるうじて行っ

たものの、他にはほとんど企画さえ
立案できない状態であった。しかし、
この春頃より少しずつ外目を向け
る余裕ができてきており、五月より
院内の職員有志で構成する「地域医
療を考える会」を中心に、近隣地区
にて健康教室を開催したり、振動病
対策についても前進し始めている。

五月二八日に開催した、第五回紀
和運営会議では、今年の重点地区と

して、東牟婁郡本宮町・同日置川町
及び有田郡清水町とし、既に本宮で
は同地区山労協を中心として振動病
アンケート調査を開始、清水町でも
地区学習会や、冬期健診の計画が進
むなど、徐々に前進しつつある。
また、入院患者の中にも振動障害を
併せもつ被災者が何名か存在し、現
在うち一名（エアインパクトレンヂ
使用の労働者）の認定申請を橋本労
基署と交渉中である。



こんなときどうする

(12)

職場安全活動の手引き

通勤災害 (3)

通勤災害はこれまで述べてきたように、いくつかの要件があり、その全てを説明するのは少し無理があり通常、問題となる二、三の点について補足して、この章を閉じることとしたい。

「合理的経路」について

Aさんは、ビール会社に勤務していますが、いつもはバスを利用してるところ、帰りに親せきに寄る用事があったため、自家用車で会社に向いました。しかし運悪く事故を起

し入院するはめとなりました。Aさんは会社に震災の手続を申請しましたが、会社は「マイカー通勤は所定の経路と異なるのでダメだ」と返答してきました。確かにAさんは通勤手当の申告を行った際には「バス停××より〇〇まで」としていたので、無理かなと半ばあきらめの気分になっています。この場合、震災適用はどうなるのでしょうか。

結論からいえば、十分に震災として認定されるものです。

会社に届けている経路は、あくまでも通勤手当支給のためのものであり、震災とは無関係です（もちろんこの経路上で発生した場合は、より認定されやすいわけですが・・・）。

問題は、その通勤経路が合理的か否かという点のみが論議となり、マイカー通勤自体はAさんの場合には例外的ではあっても、その道がひどく遠まわりだとか、途中何かの目的のためにう回したとかいうケースであればいいわけです。

また、例えう回したとしても、渋滞をさけるためとか、道路閉鎖とかの合理的理由があれば一応OKです。但し、酒を飲んでいたりとか、無免許とかであれば、合理的経路とはいえず震災の範囲から外れるのは当然です。また我々の常識としては合理的と判断できるにもかかわらず、労働省が認めないものとして、共稼ぎ労働者

が配偶者と同乗してその勤務先に送るケースがよくあります。

具体的な実例として、マイカー通勤者が同一方向にある3kmはなれた妻の勤務先を経由する途中の事故について「う回する距離が3kmと離れており著しく遠まわりと認められ」として却下したものがあります。これなどは非常に不当といえるでしょう。労働省はその後、身重の妻の場合に限って、合理的との判断を示しています。いかにも小細工というべきで、共稼ぎ労働者の権利拡大という観点からも、改善を要求していかねばならないと思います。

いわゆる

「土帰月来型通勤」について

Bさんは、自宅は大阪府枚方市にあるものの勤務先が和歌山県に変わったため、やむなく単身赴任していま

す。いつも、月曜の朝、自宅から直接勤務先へ出勤し、平日は近くのアパートから通勤、土曜の午後、妻子のいる自宅へ帰るというパターンです。

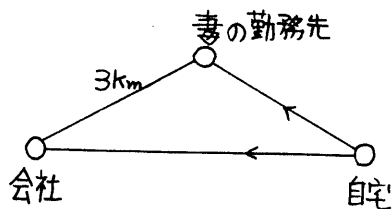
以前にBさんは自宅へ帰る途中、少しいねむり運転をしてガードレールにぶつかり、軽いケガをしたことがあり、その時勤務先に通勤でいけるかどうかを聞いてみたところ「難しい」とのことでした。こんなケースはどうなるのでしょうか。

こういうケースを、いわゆる土曜に帰って月曜に来るといふことで、土帰月来型といいますが、従来はこれは通災の対象にはなりませんでした。つまり、通災の要件である「住居」の解釈として、Bさんのケースでいえば、就業の拠点としては、アパートだけを認めるといふ立場を労働省も地公災基金もとりに続けていたわけです。しかし、地公災基金が労働省にさががけて、「家族とすこす休日」の住居が通勤可能な範囲内にあ

る」という限定付きで、自宅を就業の拠点、つまり「住居」と認められたわけです。

これまでの認定例としては、自宅と勤務場所の距離が五八km（約一時間）五四km（一時間二〇分）というのがありますが、おおむねこの辺がボーダーラインかとも思われます。Bさんのケースでは、距離としては八〇km・車で一時間半といいますが非常に微妙といえます。しかし、通勤圏が年々拡大している昨今の状況からみて、十分に通災を主張すると判断できます。

(続)



健診部はより

「病気でない状態」から積極的健康へ

(一) 自分の命と健康は自分で守れ——これは「自立、自助」を唱える臨調・行革の方針です。

私達はこれに対し「自分達の命と健康は自分達の斗いによって守る」をスローガンにしています。

(二) 現在の健康診断について
現行の法定の定期健康診断は胸部と~~と~~(間接でもよい)を中心にした結核の発見に重点を置く健診で今日の状況には余りにも不完全であり、現場の労働者も自分の身体を健診にゆだねていません。又、最近の状況として、健康保険組合自ら財政軽減のため健診内容の充実を図ろうとする動きが見えます。

しかし、健診内容は現場大衆の要求にもとづいて一歩一歩作り上げていくものであり、医療機関との協力で発展させていくものです。生活と労働実態を抜きにして、健康問題について語ることはできないのです。

(三) 私達は健康診断をどのよう~~に~~に以置付けなければならぬのでしょうか。イ・労災職業病斗争の発展に結びつき、ロ・職場環境の改善、作業方法の改善、ハ・労働条件の改善、と結びつかねばならず、治療からリハビリ、職場復帰、社会復帰の体制がとれて初めて現場労働者は健診に信頼を置くよう

になるでしょう。

これらの事は、一にも二にも組合が自らの重要課題として健診活動を位置付け、安全衛生委員会活動を強化しなければできません。

(四) 私達の健診活動の現段階

私達が健診活動を始めた時は「ケガと弁当は自分持ち」という状況でありました。その後、安全センターを中心とした労災、職業病斗争の発展とともに健診活動も充実させてきました。この間の取り組みは、健診から日常的な予防対策、保健指導の強化を図っていくために頑張っています。

しかし、これだけでは不十分で今後あるべき健康的な社会生活の創造、積極的な健康作りに向けて進むべきだと考えています。「健康」とは「病気でない状態」という話ではないのです。

(五) 最後に健康管理の基礎を一言

イ・快食、快眠、快便



- ロ・適度なスポーツ
- ハ・バランスのとれた食事、暴飲
暴食だめ
- ニ・タバコ・節煙ないし禁煙
- ホ・酒はほどほどに、ビール一
二本／一日、酒なしデーをつ
くること

労災職業病闘争講座 特 別 講 座

「VDT労働の安全衛生」

講師：酒井一博氏（労働科学研究所）

9月18日(水) 午後6時

於：大阪労金森宮本店会議室

受講料：400円
ただし講座通し受
講者は無料

■後期 < 医療編 > 期間9月25日～10月30日（毎週水曜日）

9月25日	腰痛症	新井孝和(京大阪大労職研医師)
10月2日	脳卒中・心臓病	足達七郎()
10月9日	頸肩腕障害	松浦良和(松浦診療所々長)
10月16日	じん肺・中毒症	大成功一(京大阪大労職研医師)
10月23日	労働と精神神経障害	川合 仁(京大精神科医師)
10月30日	修了式 記念講演	

前線から

倉庫内作業による

ケイワン

業務上認定かちとる

南大阪

・全金浪速鉄工支部・

これまで何度か本誌において報告してきた、全金浪速鉄工支部(港区)の組合員である山西正久氏の頸肩腕症候群につき、大阪西労基署は、七月十日業務上認定の決定を下した。

山西氏は、主にアイボルト、アイナット等の金属製品のはい付け作業、袋詰め作業を行う倉庫内作業労働者であるが、昨年五月頃よ

り右肩、右腕に痛みを感じはじめ、その後、症状が悪化していき、昨年十二月二四日より休業に追い込まれたのである。当該支部、安全センターは、本年二月十三日の労災申請と相前後して独自調査を開始し、職場の労働環境、労働態様、あるいは仕事量等と全組合員の協力を得て調査をすすめていき、一方では、数回の学習会を重ねるなど支部全体の取り組みとして体制を整えていった。今回、業務上認定をかち

とるに至ったポイントのひとつは、山西氏が休業に追い込まれる直前二、三か月の仕事量が、急激に増加していることを発見したことである。調査開始当初は何から手をつけていいのか分からないといった状態であったので、まず、過去一年間のすべての製品の入出荷量、取り扱い量の調査からはじめ、組合員全員で一年間の入出荷伝票をあらひ直

し、各製品ごとにグラフを作成していった。この調査作業だけで約二か月間を要したが、その結果、前記の「仕事量の急激な増加」を発見したのである。

そして、今回の山西氏の頸肩腕症候群を業務上認定させた最も大きな要因は、当該支部が一致団結し、すべての組合員が何らかの形で、この認定闘争に参加していったことであろう。

東大阪

学校給食調理の

労働実態調査はじまる

本調査は九月上旬に予定

・東大阪市学校給食調理員労組・

東大阪市学校給食調理員 中野学校給食センターにて労組の労働実態調査の予備調査が、六月二八日に同市

行われた。この調査は、これまでに行われた特殊健診

南大阪

倒産・社長逃亡に抗し、

職場占拠で闘い抜いた

三三九六日

●全金矢賀製作所支部●

倒産・社長逃亡に抗し、
職場占拠で闘い抜いた三三
九六日。

一九七六年二月二十日、

大阪地裁の財産保全命令を
もって、矢賀製作所は倒産
におちいった。すぐる半年
も前から企業の状態は危機
におちいり、賃金遅配、一
時金は未払いのままになっ
ていた。

その背景には、七五年二
月十七日、トピー実業の抜
き打ち強制執行によって企
業活動は停止し、労働組合
は自らの生活を守るため、
七五日間にわたって攻めた

て、見事に勝利した経過が
あった。そして、ちょうど
一年後に「会社整理」の申し
立てをしたのである。

以降、社長を始め取締役
が逃亡し、労働組合が主体
的に防衛を行い、債権者の
取り立てをふせいでいった。
かかる状況の中で、支部
では、仕掛かり品を販売す
べく機械を稼働させ、生活
を守るための体制を築いて
いった。仕事をすることは
単に生活の一部をおきなう
というだけでなく、債権者
に対しての組合の強固な姿
勢を示し、また内部的には

とセットで行い、実態を明
らかにし、改善へつなげよ
うとするものであるが、学
校給食の職場における初め
の取り組みとあって、その
報告が大いに期待されて
いる。

当日は、健診を行った奈
良県立医大公衆衛生の車谷、
伊木両医師と、京都大の柴
田教授をはじめとした労働
環境研究会のメンバーが参

加し、一日の作業を見学し
て、具体的な調査方法につ
いて検討した。作業は、洗
浄作業などで中腰姿勢、す
わり姿勢などが多く、食器
洗浄機の前での上肢保持作
業の連続などが目立った。
なお、八月に行われる労
環研の例会で、最終的な調
査方法が決定され、本調査
は九月上旬に行われる予定
になっている。

不安な気持をなくし、展望
を引き出す重要な斗いにな
っていった。闘争半ばから
は、港の仲間から製品加工
の仕事を見せてもらい、足
が地についた斗いができ、
敵の債権取立て攻撃に屈し
ない基盤が確立されていっ
た。
本来、倒産下、座して死
を待っているのは展望はなく、
自らの斗いによってこそ、
可能性をひき出せる事につ
ながるのである。
地域共闘の中で築かれた
信頼は、強固なものとして
闘争終結後も引きつがれ、
労働運動の一翼を担ってい
る。我々は、九年四か月の
支援にこたえるべく、ひき
つづき支部を残し、地域運
動にかかわりをもっていく

注意である。
長い間の御支援に感謝し、
報告にかえます。

東大阪

ゴミ収集作業員の 腰痛アンケート調査を実施

●東大阪市役所労組

七月四日、東大阪市役所

労組は同市中部環境事業所に所属するゴミ収集作業員及び運転手約一二〇名を対象に、健康実態アンケート調査を行った。この調査はゴミ収集作業の職種に腰痛症の訴えが多いことから、その実態を明らかかなものにし、健康診断などの安全衛生対策を強化するために、安全センターが協力し実施することになったものであ

る。

アンケート内容は、腰痛症の自覚症状調査から、排ガスや騒音などの作業環境、設備、施設など全般にわたっており、その健康実態、労働実態をかなり明確に浮び上がらせるものになっている。東大阪市では、この

てに腰痛など慢性疾患の対策が行われたことはなく、この調査結果提出以降の取り組みが期待される。

なまこの調査は回収後、集計、分析され、九月には報告書として提出されることになっている。

大阪

第五期労災職業病闘争講座 9/18は特別講座「VDT労働」 はじまる

六月十九日より、関西労働者安全センター主催の「第五期労災職業病闘争講座」が始まった。初日の開講式は、四十五名の参加とまずの出足、第一回、第二回も約四〇名の出席があった。

回出席を目標としてのがんばりを期待するとともに、各回テーマごとの随時参加も大いに歓迎しますのでよろしく願います。今期は、前期ー運動編で今、焦点となっている労働法改悪や振動病闘争の中心

中部環境事業所の他に西部、北部の二事業所があり、四百名以上の作業員、運転手が従事しているが、これまで

後期終了の十月三十日まで、休みの八月をはさんであと十回という長丁場ではあるが、前後期参加者の毎と題する酒井一博氏（労働

科学研究所)の講演が入っている。今、VDT作業が急増する中で、労働衛生面の対応が遅れており、安全センターにおいても、オフコンオペレータや、銀行窓口作業者のケイワン症の労災認定に取り組んできてい

るといった現状である。また、自治体など、これから全面導入をめぐる問題化しつつあるところもある中で、今回取り上げることにしたものである。多くの皆さんの参加を訴えます。

と健康(コンピュータ労働、この連続講演会は、吹田地精神衛生を中心に) ②職場における健康管理 ③働く者のいのちを守る地域ぐるみの闘いへ、と三回に分け各々八月、九月、十月の中旬に行われる予定である。「仕事と健康」と題する

吹田

吹田市で労災職業病の連続講演会

吹田労災をなくす会

吹田市で、地域の労働者グループ「吹田労災をなくす会」は、この夏から秋にかけての活動として、講演会を予定している。

例えば、事務のOA化により発生したケイワン症の問題などは、会の取りくみとして職業病認定闘争を行い、同じ悩みを持つ労働者が他にも多くいることを肌身に感じており、ひとつの課題としてとり上げる。

内容としては、これまでの会の活動の中でたびたび話題になっている課題をとり上げることにした。例

具体的には、①現代の仕事

南大阪

全港湾大阪支部安全委が 全分会の安全パトロールを実施 災害療の発見↓職場改善へ

全港湾大阪支部安全委員会は、五月十五、十七日の三日間にわたって全分会の職場を対象に安全パトロールを実施した。安全センターからも常任一名が参加し、全港湾職場の実態を点検して回った。

の最も大きな意義は、「生命と健康」の問題を職場末端にまで拡げていったことにあるだろう。というのは、一般に多くの職場では、健康破壊、労災職業病の防止に向けたスローガンは掲げられつつも、それが実際に職場で生かされているかと

いうと、決してそうではない。えてしてスローガン倒れになっているのが現実である。

「生命と健康を守る」というスローガンを真に生きた、そして労働者一人ひとりのものとするには、実際の職場の点検、災害源の発見、そして職場改善へとつらなる一連の取り組みを強化していく以外に道はない。

大阪支部の安全衛生活動が高く評価されるのも、この種の取り組みが現場職場で日々実践されているが故であり、そして、この活動の基礎となるのが安全パトロールである。

今回のパトロールにおいても、百数十の分会職場があることから、まだまだ取り組み課題に差があるものの、年々徐々に改善されてきている。

野 生

全金オーシマ支部が 「職場安全衛生学習会」

六月二十七日、全金オーシマ支部において、安全衛生委員会主催の職場安全衛生学習会が開かれ、大阪工場

の工場、営業あわせて約五〇名が参加した。安全センターからは、講師として片岡が加わった。

学習会は、午前中の二班は営業中心、午後の二班は工場主体の構成で全体を四班に分け、各一時間、計四回行われた。一時間の内容は三十分映画、三十分「定期健診の利用のしかた」と題する安全センターの話と

映画は、午前の班は「腰痛のはなし」、午後の班は「ストレスと人生」と題するもので、内容的には腰痛なり、神経性の身体的疾患に対する治療、予防に重点を置いたものであった。

切であることなどが話された。

一九八五年夏期カンパへの御協力のお願い

各位におかれましては諸取り組みにてお忙しいことと存じます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御協力に対し心よりお礼申し上げます。

さて、これまでも折にふれ報告してまいりました紀和病院も開院以来早八カ月が経過し、現在、関西西南部において名実共に労災職業病医療、地域医療の拠点となるべく着々とその基盤を固めつつあります。しかし、このよ

うな成果の一方では、臨調行「革」をはじめ労基法、労災法の改悪等、政府・資本による労働者攻撃は一層激しさを増してきており、あらゆる職場における労働者の実態たるや未曾有の労働強化と精神的緊張による健康破壊は進行の一途をたどっております。このような情勢の中で、わが安全センターの推し進める労災職業病闘争、生

命と健康を守る闘いは、ますます重要な位置に属し、今後更に多くの仲間と団結し闘いの発展、強化、拡大をめざしていかねばならないと確信しております。

しかし、このような闘いへの決意の一方では、それを支えるべき財政面においては未だ不安定さはぬぐい切れず、各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。

毎年のことで恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上であります。趣旨御理解の上よろしくお願い致します。

だれもが働き続けられる職場をめざして

保育労働者のケイワントの闘いの記録

頒価三〇〇円

安全センターまで

パンフレット

安全衛生

ひと
と
ち

メモ

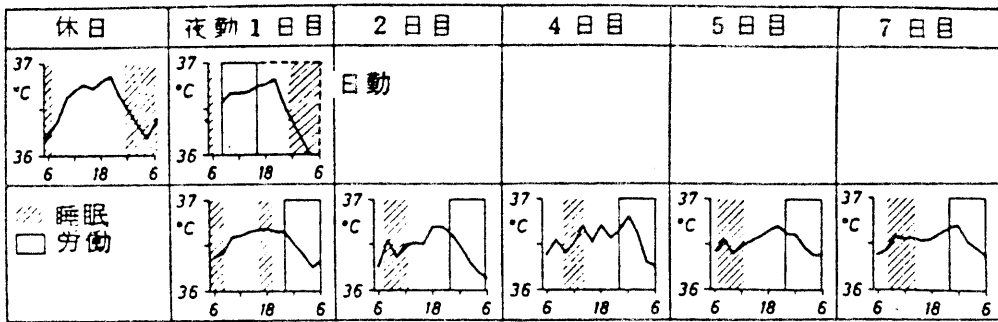
大昔から人間は夜に寝て、昼に働く。人間の体はもともとそういうふうに出ており、だれもが体験上、「夜業昼眠」の生活がづらいことを知っている。そして、それは色々な生理学的研究でも明らかになっている。

—そもそも人間には、二四時間リズムがそなわっており、例えば体温にもそういうリズムがある。まず、深夜から明け方にかけて一日の最低値があり、その後徐々に上がり、十時ごろからはほぼ一定となり、その後やや微増し、十八時ごろに一日の最高の値が出る。そしてまた下降をはじめ三時〜五時ぐらいに再び最低値になるといった具合である。だから

夜勤のとき、十分寝てきたはずなのに体がだるかったりするのには、本来は睡眠期にあたる時刻でそのリズムがのこっているからである。

下の図は、西ドイツでの実験で夜勤の連続日数別に体温リズムの変動の様子を比較したものである。これをみると、休日や日勤の時は、先に述べた通常リズムになっていることがわかる。ところが夜勤となると最高値と最低値の差が狭くなり平坦化してくる。そして、この平坦化に伴いながら、やはり明け方低く夕方高い通常リズムが持ち越されている点に注目したい。つまり、夜勤を続けても基本的なりズムは変化せず、生理リズムは混乱したままで、夜勤

者はつらい生活を続けることになるのである。



夜勤を続けたときの体温リズムの不完全逆転（ルーテンフランツら）

六月の新聞記事から

六・一 通勤に二時間以上もかかる通勤を苦に、流
通関係の会社員が首つり自殺 (大阪)

六・一九

国会で、児童手当法、住民基本台帳法、道
路交通法の各改正法が成立

六・四 社会党が原推進派グループを中心にした
衆参両議員二十三人で、中部電力浜岡原発
を視察

六・二〇

雨水排水管取り換え工事現場で、溝の中の
作業員が土砂に埋まり、一人死亡、一人重
傷 (豊中)

六・五 乗用車がゴミ収集車に衝突、二人死亡、三
人ケガ (東淀川)

六・二四

日立造船大阪工場のドックに入っていたギ
リンヤの貨物船で、誤操作により炭酸ガス
が噴出。同工場作業員六人が窒息死、五人
が軽傷

六・七 尼崎で、公害病患者が病気を苦に飛びこみ
自殺

新東京国際空港で、カナダ太平洋航空機の
手荷物が発火。作業員二人が死亡、四人が
重傷 (成田)

六・一二 大手金属メーカーの孫請けで、規制外のベ
リリウム合金作業による、「慢性ベリリウ
ム肺」患者が八年ぶりに確認された。労働
省が本格調査を開始 (大阪)

六・二五

茨城・東海村の「東海第二発電所」の安全
性をめぐる「東海原発訴訟」で、原告住民
が敗訴 (水戸地裁)

六・一四 北海道白滝村で、北海道新聞社のチャーター
バスで取材ヘリコプターが墜落、四人全員
死亡

六・二六

保冷車と大型トラックが追突、炎上。一人
焼死 (名神)

インドネシア・ボゴール市の殺虫剤工場か
らDDTが漏れ、住民十六人、家畜など数
十頭が死亡していたことが明るみにでた。

六・二八

タンカーで掃除中、ベンゼンガスを中毒にか
かり、一人死亡、一人重体 (和歌山沖)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

●料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28